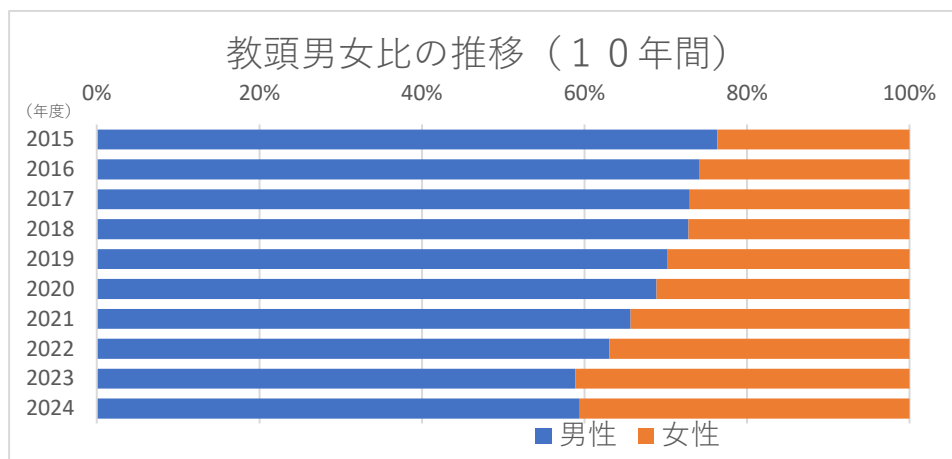


# 令和6年度「基本調査」結果の考察

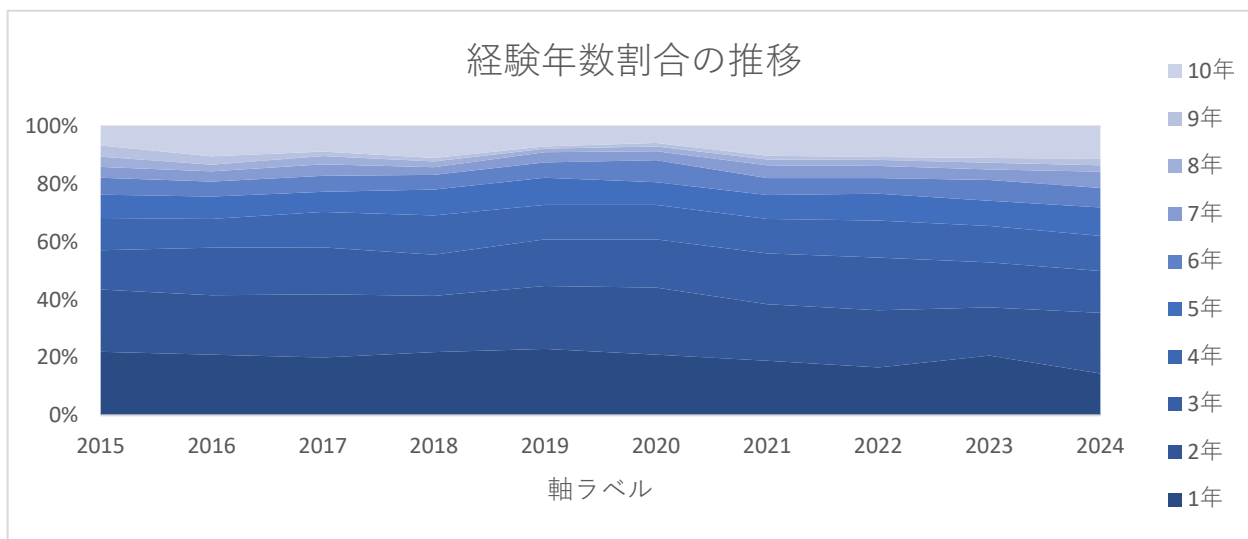
## 1. 基礎データについて

今年度の学校総数は525校で、昨年度に比べてわずかな減少幅ではあるが、児童生徒数の減少に伴って学校総数の減少も続いている。また、教頭数は昨年度の603名から594名となっており、減少している。児童数の減少に伴う学校の統合や副校長職の設置などが理由と考えられる。

女性管理職登用の割合は、前年度同様に教頭数全体の4割を超えている。



教頭の経験年数は1～3年目の割合が約50%と全体の半数を占めている点は昨年度と変わらないが、2年目の教頭の割合が最大となっている点が変化している。生活状況や通勤時間等の割合は、今年度も大きな変化は見られない。



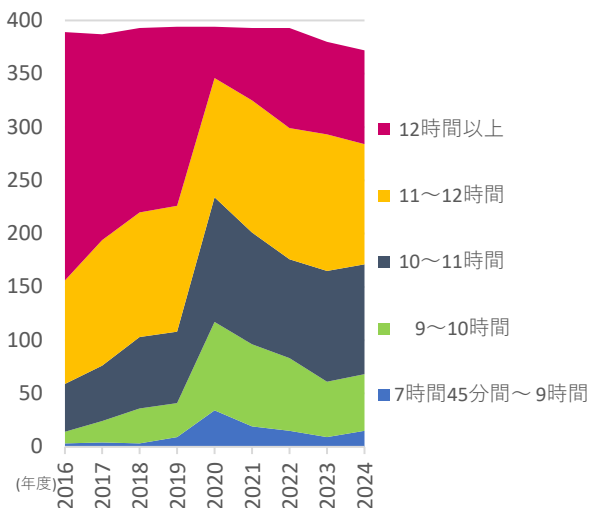
## 2. 教頭の勤務時間について

1日あたりの平均勤務時間はやはり全体的に長い。1か月の勤務日を約20日とすれば、平均10時間以上で時間外勤務時間が4.5時間を超えることになり、さらに平均11時間以上となれば時間外勤務時間は8.0時間を超えることになり、いわゆる過労死ラインを超える。平均10時間を超える割合は、小学校で82.2%、中学校で78.2%、義務教育学校で68.8%である。また、平均11時間を超える割合は、小学校で54.2%、中学校で49.7%、義務教育学校で68.8%である。半分以上の教頭が過労死ラインを超えるほど勤務し、多くの教頭が心身の危機にさらされていると言

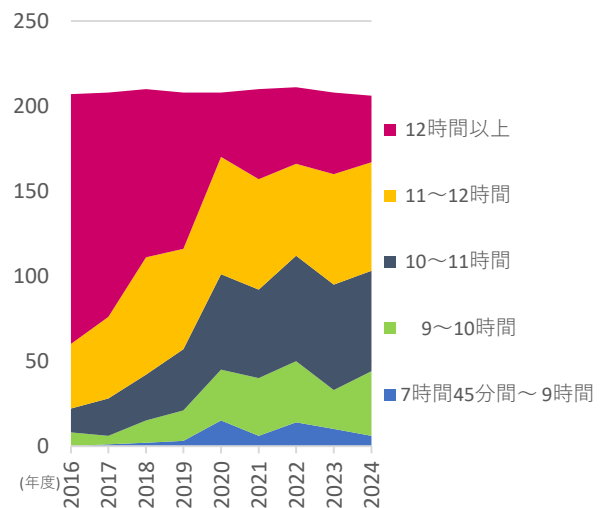
える。

この結果は、教頭に多くの仕事が集まっている現状を表している。生徒指導や特別支援対応等、児童生徒にかかわることだけでなく、担当がはっきり決まっていない仕事や、学級を離れられない担任の代わりに行う仕事など、本来の業務以外の仕事が増えていることが考えられる。また、全体の84%が週休日の勤務も行っている。

小学校教頭の勤務時間数の推移



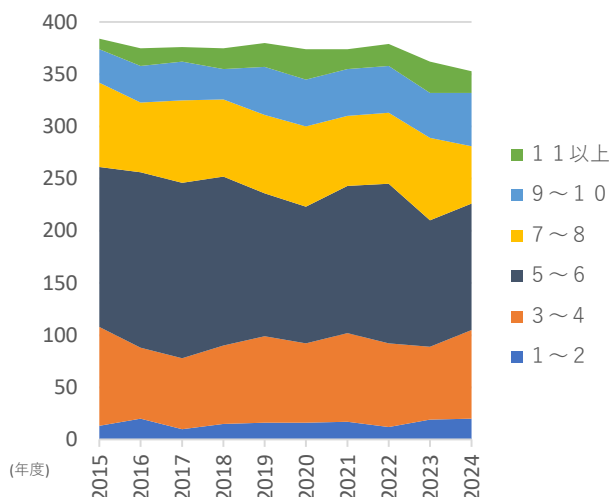
中学校教頭の勤務時間数の推移



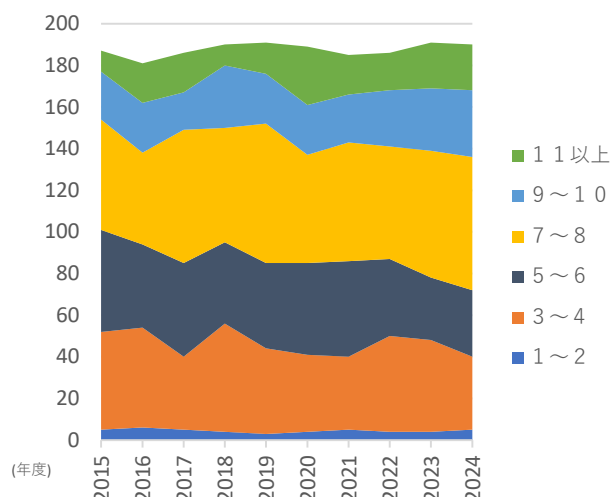
### 3. 教頭と授業のかかわりについて

全体の93.4%の教頭が授業を持っており、例年通り高い割合となっている。さらに、週に5時間以上の授業を持っている割合がどの校種でも70%を超えている。授業準備まで考えれば、毎日1時間以上を授業のために使っていることになる。本来の業務にも影響し、勤務時間が伸びている一因と言えるのではないかと。教頭が授業を持つことで、担任の空き時間を増やしたり、職員の不足を補ったりするよさはあるが、学校にとって教頭先生が多くの授業を持つことが不可欠になっているところに、学校現場の苦しさが感じられる。さらに、決められた持ち時間の授業だけでなく、補充での授業も多い現状が基本調査からわかる。

小学校教頭の持ち時間数の推移

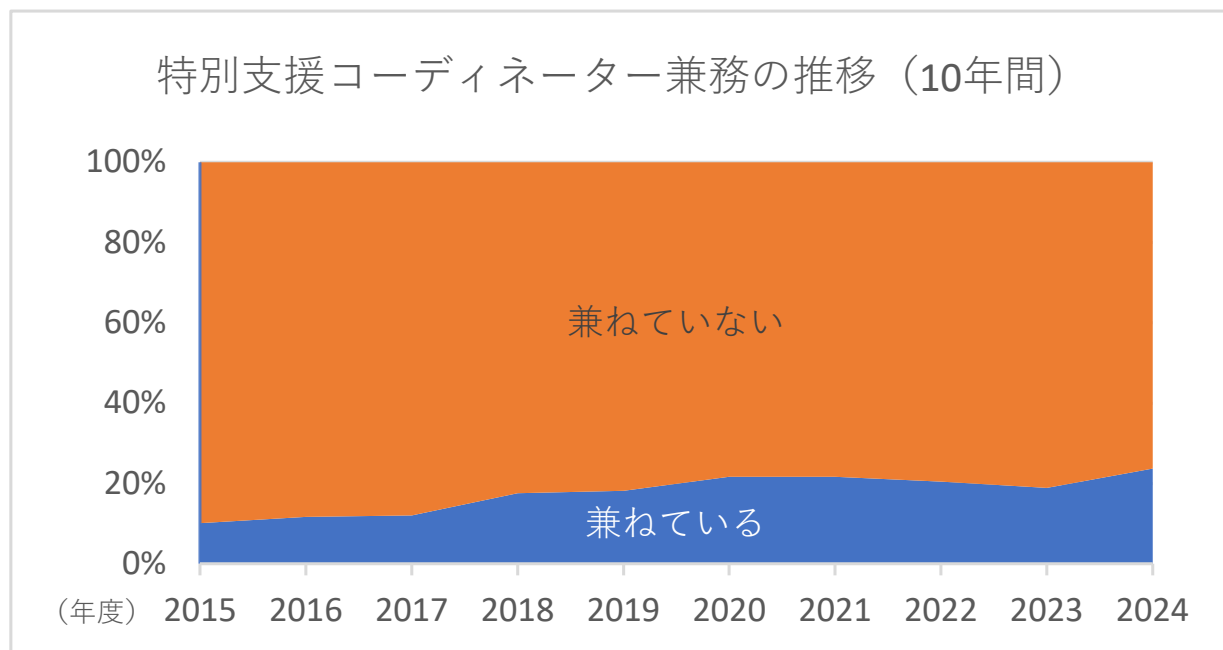


中学校教頭の持ち時間数の推移



#### 4. 特別支援コーディネーターについて

教頭の兼務率は全体で235名（39.4％）であり、その中でも特別支援コーディネーターは141名（23.6％）と昨年度より27名増加している。児童生徒の人数が減少している反面、特別な支援を要する児童生徒の数は年々増加する傾向にあり、それに伴ってコーディネーターの需要も高まっている。インクルーシブ教育の推進や就学指導、個別の教育支援等、特別支援教育の充実は学校現場において益々重要度を増している。正式にコーディネーターとして指名されていなくても、対外的な連携で実質的にその役割を果たしている教頭も多くおり、今後も教頭がコーディネーターを兼務しなければならない状況は続くであろう。教育現場では、専門的な知識を身に付けたコーディネーター等指導者の育成と配置が急務となっている。また、小・中学校の外国人児童生徒数も毎年増加しており、外国人児童生徒への対応をする職員の配置も必要である。



#### 5. 加配職員について

本務職員以外の市町費会計年度任用職員が多くの学校で配置されている。教科担任や教育支援等、職員を配置していただいていることはとてもありがたい。また、基本調査にはないが、県費でも専科の教員や非常勤講師等を配置していただいている。様々な教育課題がある中、職員を加配してもらうことで教育の質の向上が期待できる。

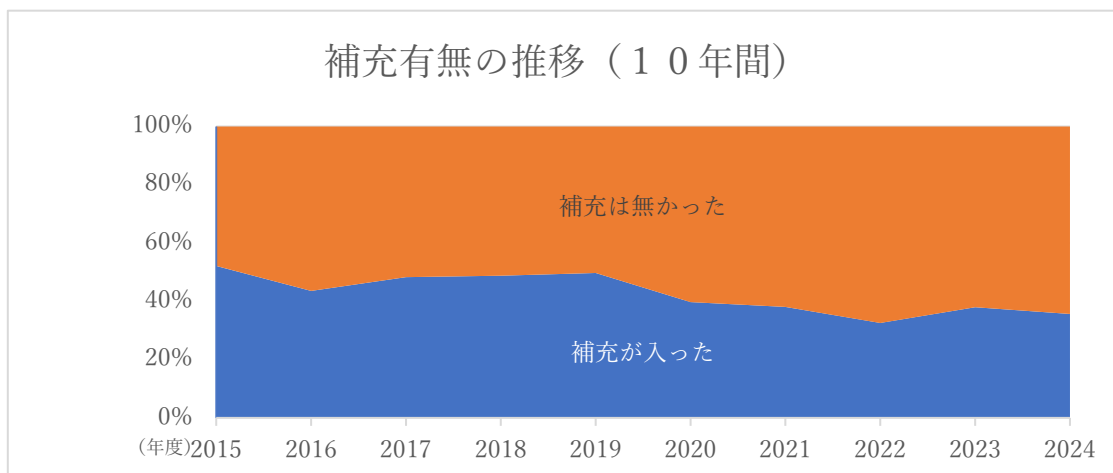
しかし、配置数はそれぞれの職種で1～2人が多く、小中学校の通常学級に在籍する児童生徒の8.8％に学習面や行動面で発達障害の可能性があるとされる中で、十分な配置とは言えない。職員の配置人数は全体の63.3％が不十分であると感じている。さらなる職員の加配や、基礎定数の見直しを県や国に要望していく必要がある。

#### 6. 教員不足について

令和5年度に職員が産休や病休、看護休等で休んだ割合は64.6％にもなる。さらに、そのうちの64.3％が補充職員の入らない状況であった。そのため、教頭が補充を行うケースもいくつかあり、担任を兼務する場合もあった。また、男性の育児休業や部分休業等は多様な働き方ができるよい制度であるが、その補充がなく、その学校職員で賄うしかないケースもある。また、十分な加配職員が入らないというケースも聞いている。このような場合、教頭や教務など担任を持たない職員への負

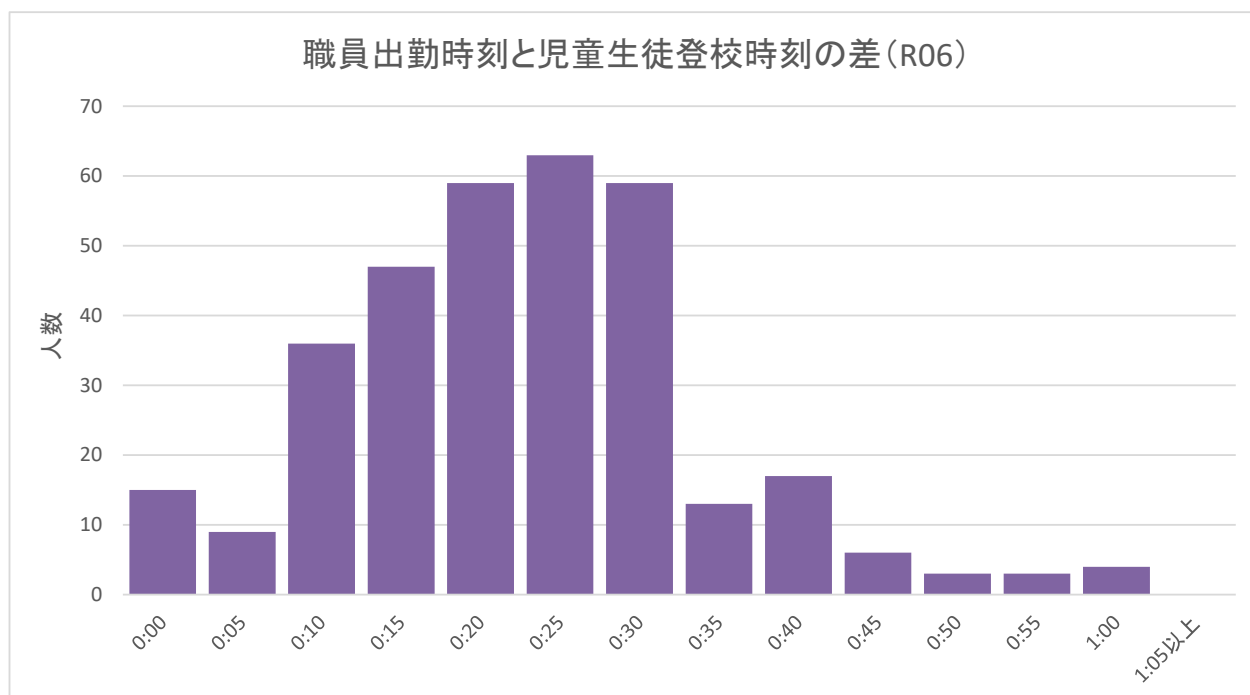
担が大きくなっている。さらに、精神疾患を患う教職員も年々増えており、今後も教員不足の心配が大きい。教職員の業務の見直しも急務である。

これらの問題を解決するためには、教員不足、講師不足の改善が不可欠である。岐阜県の教員採用では、県独自の奨学金免除制度の導入、採用試験時期の変更等、新たな取組を進めていただいている。さらに、それらの取組が志願者の増加に繋がるのか、岐阜県としても効果を検証していただきたい。また、隣県と比べて給与格差があることも、少なからず岐阜県の教員採用の競争倍率低下に影響していると考えられる。



### 7. 勤務時間と児童生徒の登下校時刻について

勤務時間に対して、児童生徒の在校時間の方が長い学校が多い。始業時刻を遅らせたり、日課の工夫で放課後の時間を確保したりする等、学校ごとに少しずつ改善を進めている様子が見られる。しかし、勤務時間外に勤務をするのが当たり前になっている状況は一般企業ならあり得ないことである。また、休憩時間も91.8%の学校で取れていないのが現状である。学校で改善を進めるだけでなく、県からも是正を働きかけていただきたい。



## 8. 教頭の待遇について

「教頭として強く要望したいこと」については、5つまでの制限があるので、現状を解決するための教員の加配に要望が多くなっている。これまでの分析からも、現場の教員不足は喫緊の課題となっていることがわかる。一方で、管理職手当の改善の要望も多い。教頭職を魅力ある仕事にしていくためにも、待遇の改善が望まれる。その中で、8月に伝えられた「文科省概算要求案に管理職手当の増額が盛り込まれた」というニュースは喜ばしいことである。また、教員調整額の上乗せ、担任手当等の案もあり、教員の待遇が改善されることに期待がかかる。一方で、待遇の改善によって教頭と教諭との給料の差が小さくなれば、激務である教頭職を希望する教員が減ることも考えられる。教頭職が魅力ある仕事になるよう、業務内容の改善や待遇の改善など、今後の動きに注目していきたい。